

一宮監公表第3号

令和元年11月20日

一宮市監査委員	和家	淳
一宮市監査委員	岸澤	修
一宮市監査委員	長谷川	八十
一宮市監査委員	高橋	一

#### 消防本部及び消防署の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、消防本部及び消防署の監査を都市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

# 消防本部及び消防署の定期監査及び行政監査結果報告

## 1 監査対象

消防本部（総務課、通信指令課、予防課）及び消防署（一宮消防署、尾西消防署、木曾川消防署）の財務事務及び行政事務の状況

（監査対象の期間は、平成31年4月1日から令和元年8月31日まで）

## 2 監査場所

監査事務局、消防本部及び消防署

## 3 実施年月日

令和元年10月1日から令和元年11月18日まで

## 4 監査方法

- (1) 書類の審査
- (2) 資料に基づく説明の聴取
- (3) 現金、物品等の財産管理状況調査

## 5 重点項目

監査を効果的に実施するため、次のとおり重点項目を設定した。

### (1) 契約に関する事務について

ア 契約の方法及び手続が適切になされているか。随意契約による場合、その理由は適切か。

イ 契約金額、契約目的、履行の期限及び場所など契約内容は適切か。

ウ 契約内容の履行及びその確認が適切になされているか。

### (2) 消防団への報酬、費用弁償の支払事務について

ア 支給金額は、関係規程又は合理的な基準に基づいているか。

イ 金額積算の根拠となる日数、時間数等は関係記録と合致しているか。

ウ 旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。

### (3) 規制行政に係る事務について

ア 許認可事務等は、関係法令に基づき、迅速、確実かつ公正に処理されているか。

イ 規制の内容等についての市民への広報及び指導は、適切になされているか。

## 6 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成31年4月1日から令和元年8月31日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに施設、備品等の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、消防長、消防本部次長、一宮消防署長、各課長及び各署長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、施設及び備品等の管理についてもおおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

### [留意事項]

#### ◎ 消防本部

##### ○ 総務課

- (1) 行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条で、使用料の減免は、使用者からの申請によりできるものとされているが、一部の使用料で、使用者から申請がないにもかかわらず減免していた。使用料を減免する際は、条例に基づき適切な手続を執られたい。
- (2) 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約で、契約書に、権利又は義務の譲渡の禁止に関する条項が記載されていなかった。契約書には必要事項を漏れなく記載するとともに、内容確認を徹底されたい。

#### ◎ 一宮消防署

##### ○ 管理課

- (1) 救急業務の医師による指示等に関する業務契約で、契約書に、権利又は義務の譲渡の禁止に関する条項が記載されていなかった。契約書には必要事項を漏れなく記載するとともに、内容確認を徹底されたい。

#### ◎ 木曾川消防署

- (1) 公印押印済みの各種証明用台紙の保管状況を調査したところ、実際の使用実績と、公印管守者である総務課長への報告数とが一致していないものがあった。また、受払簿が備えられていなかった。正しい使用実績を速やかに総務課長へ報告するとともに、受払簿を整備したうえで使用実績と保管数との整合性を定期的に確認するなどし、適切に管理されたい。